



# 目次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨…………… 2
2. 計画の位置づけ…………… 3
3. 計画の期間…………… 3

## 第2章 多文化共生社会推進における現状と課題

1. 外国籍市民の現状…………… 3
2. 外国籍市民意識調査からみる現状と課題…………… 6
3. 市民会議から出された現状と課題…………… 8
4. 現在の取り組みにおける状況と課題…………… 9

## 第3章 計画の目標

1. 基本理念とめざす地域像…………… 10
2. 基本的な考え方…………… 10

## 第4章 取り組むべきこと

1. 施策の基本的な柱…………… 11
2. 取り組み内容…………… 11
3. 具体的取り組みの一覧…………… 21

## 第5章 計画の推進体制と役割分担

1. 役割分担…………… 27
2. 推進体制…………… 28

## 資料

- 飯田市多文化共生社会推進計画体系図…………… 29・30
- 多文化共生市民会議委員一覧表…………… 33
- 多文化共生庁内会議委員一覧表…………… 34

## 1. 計画策定の趣旨

法務省のまとめによると、全国の平成23年9月末時点での外国人登録者数は208万8,872人となっています。外国人登録者数は出入国管理及び難民認定法（以下、入管法という）の在留資格再編が行われた平成2年(1990年)以降、右肩上がりに増加してきました。外国籍市民を取り巻く様々な社会情勢や社会制度は多様かつ複雑に変化しており、特に平成20年秋のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、平成20年末の221万7千人余をピークに減少に転じたものの、その後はほぼ横ばいを続けています。

外国籍市民の中には、日本に長期間在住する中で、結婚し、子どもを育て、地域社会の中で日本人と同じように生活している人も少なくなく、定住化が進んでいます。

飯田市の外国人登録者数の推移や現状も全国と同じような傾向となっておりますが、ここ飯田下伊那は、戦前より、全国一多くの満蒙開拓団を送り出したという歴史的背景があり、帰国者やその子孫が多いという特徴を持つと同時に、製造業を中心に多くの外国籍市民が就労しています。

前述の経済危機や東日本大震災の影響により、市内の多くの外国人労働者が職を失い、雇用や生活、子どもの教育など様々な面で深刻な問題が生じるとともに、各地域においては、外国籍市民が言葉の問題から、生活していく上で必要な情報が十分に得られないことで地域社会から孤立したり、外国籍市民と地域住民との間で文化や習慣の違いから誤解やトラブルが生じる場合もあります。

人口減少、少子高齢化の時代を迎え、外国籍市民はこの地域を支える大きな役割を果たすことが期待されます。外国籍市民も地域を支える一員として積極的に地域活動に参画する一方で、多様性を活かし、外国籍市民を含めた誰もが住みやすい地域づくりを進めることが求められています。

以上のような状況を踏まえ、市では、市民・事業者・ボランティア団体等と連携・協力して外国籍市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進していくために平成19年3月に「飯田市多文化共生社会推進基本方針」（以下、基本方針という）を策定しました。この基本方針は、社会的・文化的な差異を当然のこととして認め、日本国籍市民も在住外国籍市民も地球市民として共に生きていくことが必然となる21世紀においては、お互いが理解し合い、尊重し合うことが重要であるという考え方が基本となっております。

この基本方針をさらに具体的に示し、リニア将来ビジョンに示され、第5次基本構想後期基本計画に組み込まれた「小さな世界都市」の実現に向けた多文化共生社会の推進のために、本行動計画を策定します。

- ※多文化共生……国籍や民族など異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省）
- ※外国籍市民……市内に在住する外国籍の人々と日本国籍を取得した人々
- ※リニア将来ビジョン……南信州広域連合が策定したリニア開通に向けた地域の将来像

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、「第5次飯田市基本構想基本計画」を上位計画とする分野別計画で、人づくり分野における「共に歩む社会づくりの推進」の方向性をふまえて策定した基本方針に基づくものであり、「小さな世界都市」の実現のために必要となる多文化共生社会をめざすものです。また、計画の推進にあたっては、国の施策の動き及び市民の意向を尊重し、推進が弾力的に行えるよう、関係機関等との連携・協働を深めながら適宜見直しを実施していきます。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成28年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 多文化共生社会推進における現状と課題

### 1. 外国籍市民の現状

飯田市の外国人登録者数は平成23年12月末時点で2,386人となっており、飯田市の総人口に占める割合は2.23%となっています。平成22年末時点での法務省のまとめによると日本の総人口に占める外国人登録者の割合は1.67%であり、飯田市の数値はこれを上回ることから、飯田市には平均より多く外国人が住んでいることとなります。国籍別で見ると25ヶ国にのぼります。中国籍が1,116人で最も多く、外国人登録者全体の47%を占めており、次いでブラジル籍613人（26%）、フィリピン籍389人（16%）と続いています。（表1）中国籍が多い理由は中国帰国者が多いことに起因しており、市営住宅へも多くの方が入居されています。在留資格別では永住者が1,064人（46%）、定住者が502人（21%）、日本人配偶者等が305人（8%）となっており、外国人登録者のうち80%以上が飯田市に定住していることがわかります。（表2）

また、平成23年11月1日の統計によると市内の小中学校には171人の外国籍児童・生徒が通学していますが、うち74人は日本語指導などの特別な指導を必要としています。特に学齢の途中で転入学する児童生徒は、適切な指導が必要とされています。

平成2年に入管法が改正されて以来、飯田市においても外国人登録者数は増加し続け、平成15年のピーク時には3,243人となりました。（表3）その後、長引く不況や東日本大震災の影響等から減少傾向にはあるものの永住者の数は増加しており、飯田市に住み続けることを希望される方の割合は増え、特定地区への集住傾向がみられます。（表4・5）

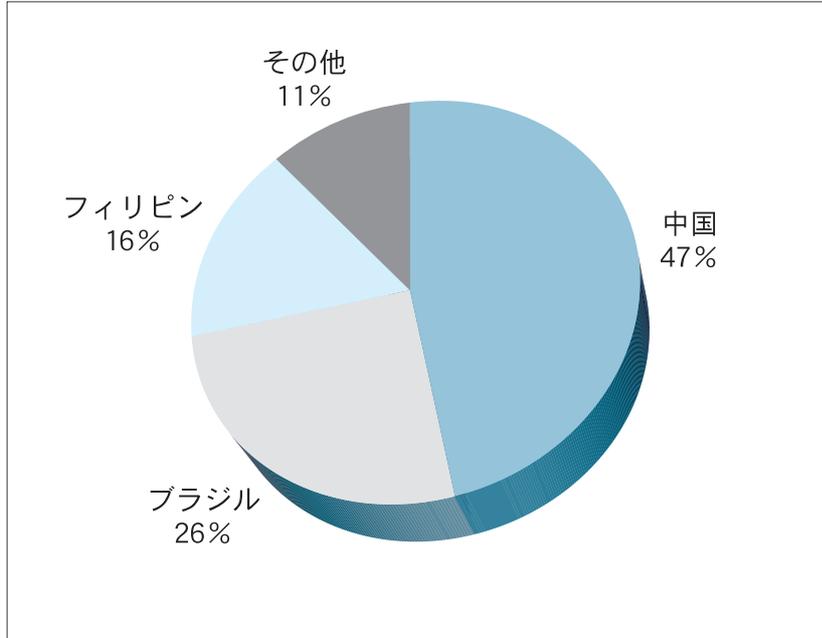
※永住者…法務大臣が認める永住権を得て日本に居住する外国人

※定住者…法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める外国人

ひょう (表1) 国籍別飯田市外国人登録者数 (人)

平成23年12月末現在

中国	ブラジル	フィリピン	その他	計	日本人	合計	比率(%)
1,116	613	389	268	2,386	104,745	107,131	2.23%



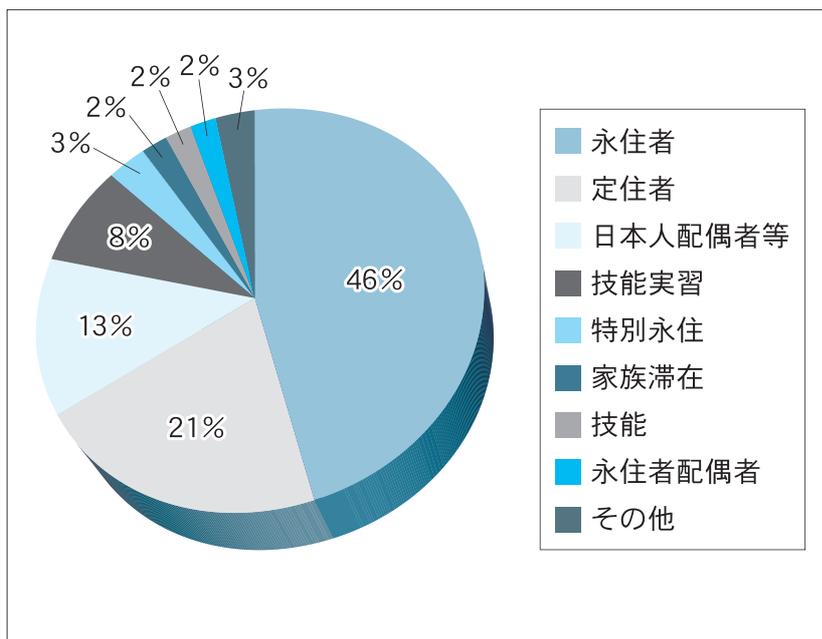
※その他内訳

- 韓国・朝鮮
- ネパール
- ニュージーランド
- タイ
- オーストラリア
- ベトナム
- カナダ
- ペルー
- アメリカ
- パラグアイ
- ドイツ
- アルゼンチン
- セルビア
- スリランカ
- イギリス
- インドネシア
- アメリカ
- マレーシア
- スウェーデン
- イラン
- スロバキア
- 無国籍

ひょう (表2) 在留資格別外国人登録者数 (人)

平成23年12月末現在

永住者	定住者	日本人 配偶者等	永住者 配偶者	技能 実習	特別 永住	家族 滞在	技能	その他	合計
1,064	502	305	47	200	79	59	52	78	2,386



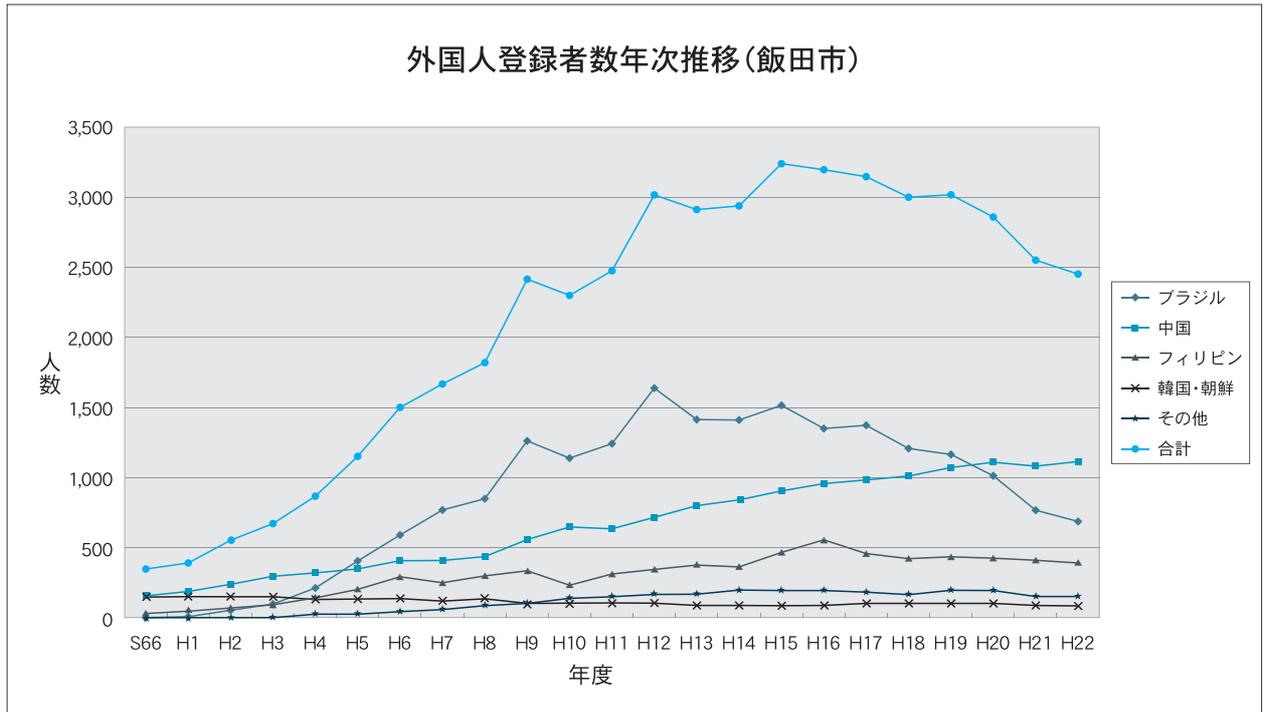
※その他の項目

- 資格なし
- 教育
- 未取得
- 留学
- 短期滞在
- 宗教
- 研修
- 文化活動
- 興行
- 投資・経営
- 人文・国務
- その他
- 技術

ひょう (表3) がいこくじんとうろくしゃすう すい い にん 外国人登録者数の推移 (人)

H8年までは当該年の12月時点のもの  
以降は次年3月時点のもの

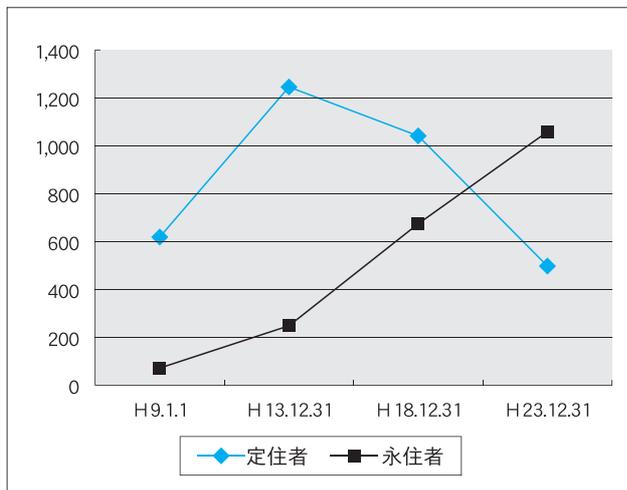
	S63	H2	H5	H8	H11	H15	H18	H20	H21	H22
ブラジル	1	70	420	852	1,249	1,528	1,232	1,018	769	685
中国	153	250	350	445	649	930	1,012	1,113	1,088	1,108
フィリピン	40	80	220	304	329	481	429	436	420	401
韓国・朝鮮	148	149	144	144	118	106	121	115	108	106
その他	10	10	40	88	151	198	177	197	164	158
<b>合計</b>	<b>352</b>	<b>559</b>	<b>1,174</b>	<b>1,833</b>	<b>2,496</b>	<b>3,243</b>	<b>2,971</b>	<b>2,873</b>	<b>2,549</b>	<b>2,458</b>
住民登録人口	92,318	91,941	106,895	106,955	106,479	105,846	106,993	105,867	105,372	105,335
外国人登録者数の割合	0.38%	0.60%	1.09%	1.68%	2.29%	2.97%	2.70%	2.64%	2.36%	2.28%



ひょう (表4) がいこくじんとうろくしゃ えいじゆうていじゆうしゃすうおよ わりあい すい い 外国人登録者の永住・定住者数及び割合の推移

ひょう (表5) ち く べつ がいこくじんとうろくしゃすう 地区別外国人登録者数

	定住者	永住者	全数	割合
H9.1.1	623	58	1,833	37.15%
H13.12.31	1,250	246	2,941	50.87%
H18.12.31	1,045	680	2,909	59.30%
H23.12.31	502	1,064	2,386	65.63%



上位10地区 (平成23年12月末現在)

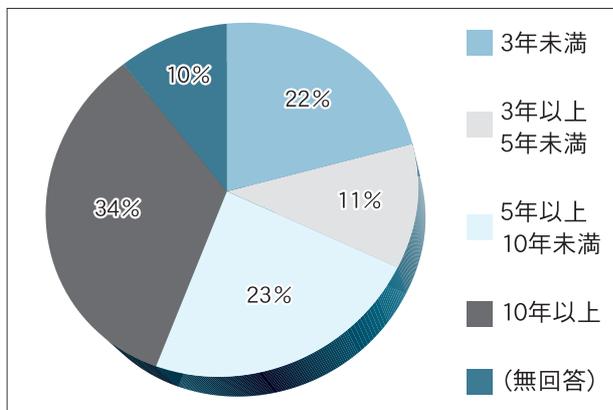
順位	地区名	外国人登録者数	地域における外国人の占める割合
1	伊賀良	388	2.64%
2	松尾	349	2.69%
3	上郷	320	2.22%
4	竜丘	299	4.20%
5	鼎	233	1.70%
6	山本	197	3.76%
7	羽場	168	3.18%
8	橋南	100	3.24%
9	橋北	90	2.60%
10	丸山	70	1.86%

## 2. 外国籍市民意識調査からみる現状と課題

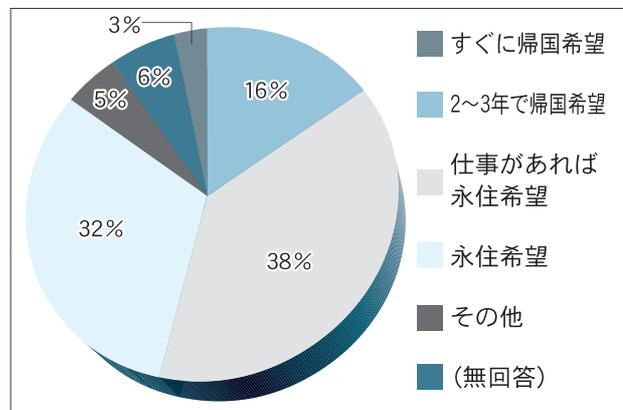
平成22年度に行われた外国籍市民意識調査によると、回答者のうち現在飯田市に5年以上滞在している外国籍市民は50%を超えています。(図1) さらに定住希望の有無に関する質問についても希望者の割合が70%を占める結果となっています。(図2) また、飯田市についても住みやすい、どちらかといえば住みやすい地域であると回答した方は80%にのぼり、定住化が進んでいる傾向にあります。(図3) ただし、ブラジル籍、フィリピン籍の回答者の多くは「仕事があれば」という条件が伴っており、永住していくためには就労問題が大きく関わっていることがわかります。(図4) 就労先については回答者の60%以上が製造業に従事しており、製造業従事者の割合が非常に高いことが伺えます。(図5) また、雇用形態をみると、正規雇用者の割合は13%に対して派遣・契約・パートアルバイトなどが55%を占め、不安定雇用が多い実態があります。(図6) また、生活における不安について「自分、家族の健康」、「仕事」、「日本語が理解できない」等の回答が多くなっています。(図7)

特に日本語理解については日常生活の様々な場面で、日本語を習得していないことが大きなハンディとなっており、教育や就労の現場のみならず、生活や将来設計など日本で生活していく上で欠かせない事項についての知識が不足しています。日本語教室などのボランティア活動が行われてはいますが、限界があるため、有効なシステムの構築が必要と考えられます。多くの意見や要望をふまえて、定住希望の外国籍市民を受け入れ、誰もが住みやすい地域としていくための施策が必要とされています。

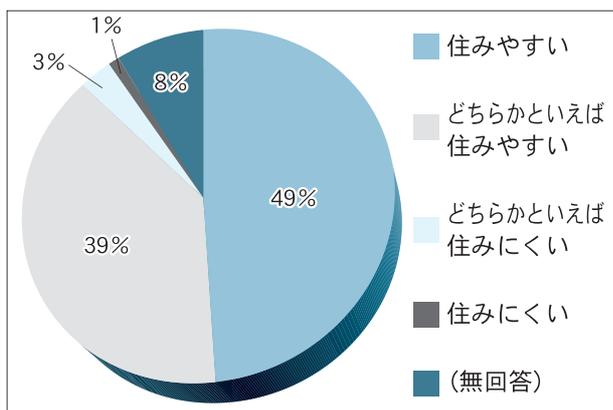
(図1) 飯田市への滞在年数



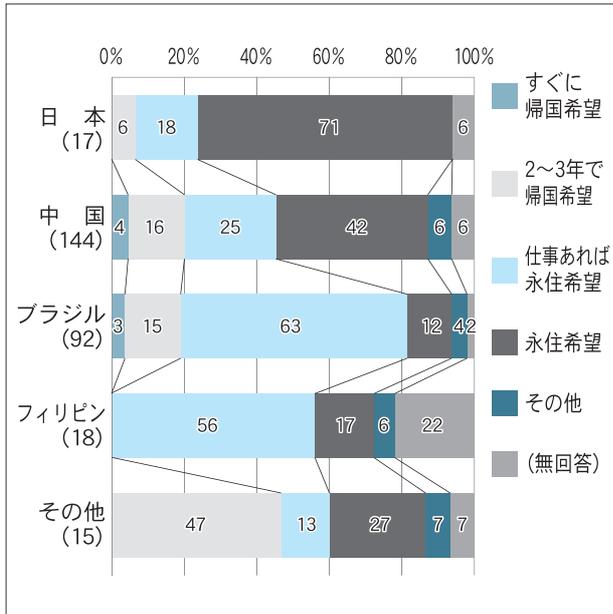
(図2) 今後の滞在希望



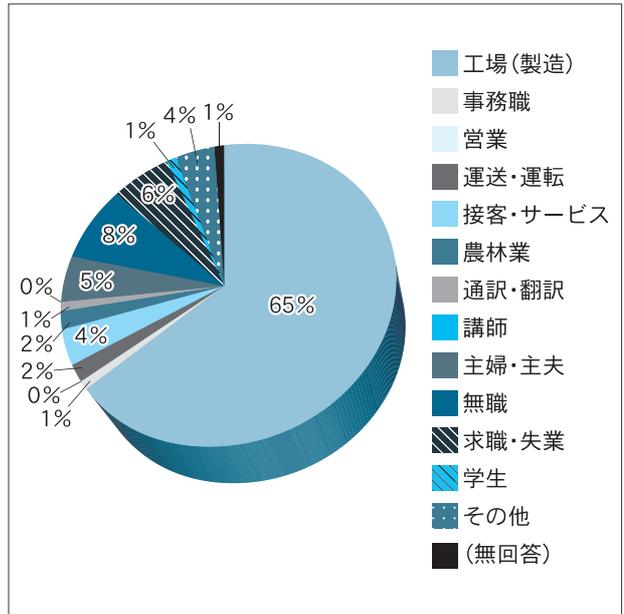
(図3) 飯田市へ住んだ感想



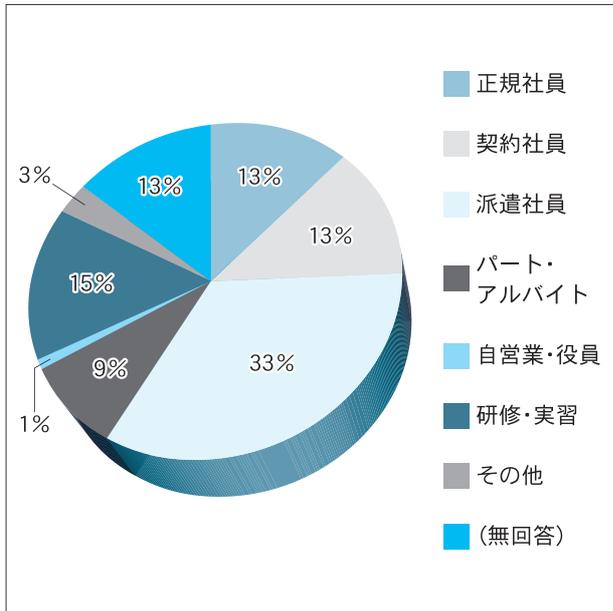
ず 国籍別 飯田滞在予定  
(図4)



ず 職種別  
(図5)

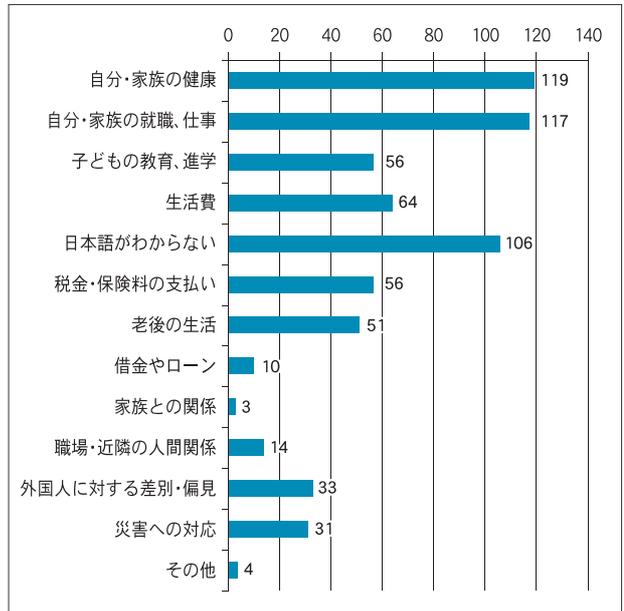


ず 雇用形態別  
(図6)



ず 不安に思うこと  
(図7)

生活の中で不安に感じている点



### 3. 市民会議から出された現状と課題

本計画策定にあたり開催された市民会議で分野別に出された意見です。

#### ①コミュニケーション面における課題

- 言葉の壁により、地域や職場、最近では親子間でのコミュニケーション不足が生じている。
- 日本語学習を継続していくことが難しく、日本語習得の動機付けが必要と感じる。
- 外国籍市民自身の日本語習得のための努力は必要と考えるが、そのためには学習の場や、その成果を实践する場を設けることが必要。

#### ②教育面における課題

- 日本語習得の不十分さから、小学校へは通うことができて、中学校からの授業についていけず、不登校、ひきこもりになってしまうケースが少なくない。高学年になってから日本に来た子どもは習得に時間がかかり、その可能性が増す。
- 日本の教育システムや進学についての理解不足から情報を求める声が多い。しかし授業参観での懇談会など有益な情報が得られる場でも外国籍の保護者は参加しないことが多いため、情報が伝わっていかない。そのような機会の重要性を理解してもらい、参加を促す工夫が必要である。また、保護者への最低限の日本語習得や保護者への支援が必要とされる。
- 保護者は会話ができても読み書きが苦手なことが多く、学校からの通知等の内容が分からないこともある。

#### ③生活面における課題

- 意識調査結果をみると、「医療・福祉」に関する情報を求める声が非常に多く、情報提供の方法に課題がある。
- 外国籍市民の高齢化が進み、介護が必要な方が増加している。母語で対応可能な受け入れ施設も今後は必要と考える。
- 医療機関で診察を受ける際、通訳に依存することが多く、通訳がない場合は、説明しても伝わらない。また、通訳者が同行しても専門用語を理解できず、本人に伝わらないことが多い。
- 派遣社員、契約社員、パート、アルバイトなどの不安定な雇用条件で働く人が多く、将来について不安を持つ人が少なくない。
- 事業所に勤務する外国籍市民が職場で孤立してしまっている実態がある。
- 外国籍市民は日本語習得が十分でないことが多いため、必要な情報が得られない、就労できないといった事実がある。
- 保護者の就労状況とその収入の不安定さが、子どもの教育にも影響する。高等教育への進学ができず、安定した就労が困難になり、またその子どもに影響するという負のスパイラルに陥る。

#### ④地域社会における課題

- 組合加入率が低い。そのため地域で生活するために必要な情報が伝わっていかない。
- 外国籍市民側は日本の社会に溶け込みたいと考えているが、情報不足、勧誘がないなどの理由から「参加したいが参加できない」という状況があるのと同時に、外国籍市民の積極的な参加意識の向上が課題である。

- 今後、外国籍市民が地域に根ざし、地域社会を支えていく人材となることが求められるが、お互いの意識の変革が必要である。
- 近隣とのトラブルの原因が文化の違いや生活環境の違いであることがほとんどであり、改善が困難。

#### 4. 現在の取り組みにおける状況と課題

外国籍市民に関係する業務を行う担当課の会議で分野別に出された課題です。

##### ① コミュニケーション面における課題

- 多様なニーズに対応した日本語学習の場が求められている。
- 現在は、ボランティアによる日本語教室がほとんどであるが、公的に日本語教育を保障するしくみが必要である。
- 日本語支援者の育成に努めているが、さらに支援者を増やすとともに、その資質を向上させていくことが必要である。
- お互いのコミュニケーションを図るために、日本人もポルトガル語や中国語などの外国語を学んで、地域に暮らし、ともに働く外国籍市民の文化・習慣の違いを理解するための学習機会を大事にしたい。

##### ② 教育面における課題

- 外国籍児童について、母語支援員の派遣を行っているが、日本語教室のない学校への初期日本語指導は十分ではない。
- 日本語指導員及び母語支援員の専門性を高めていくことが必要である。

##### ③ 生活面における課題

- 市役所をはじめとする施設の窓口に多言語対応職員の配置を求める声が根強い。全体的に通訳が不足していて、必要時に手配できないことがある。
- 車両登録等の手続きにおいてもトラブルも多いため、制度理解をしてもらう必要がある。
- 納税や組合の加入、水道など、手続きをとらないままの突然の転出によって周囲が困惑することが多い。平成24年7月からの外国人登録制度の変更により、そういった問題は解決されるかもしれないが、手続きも変更となるため全ての外国籍市民への周知が必要となる。
- 医療、介護、福祉の制度についても理解してもらえず、生活保護などトラブルとなることもある。日本語の理解もだが、制度の手続きの複雑さも問題ではないか。また、今後は介護保険料を払うことができず、制度を利用するのに制約を受けてしまう外国籍市民の増加が懸念される。
- 雇用は全体的に減っており、非常に厳しい状況である。そのため仕事が安定していると考えられる労働者が少ない。雇用側が海外への転出を意識するケースもあり、国内雇用が更に減少する恐れがある。有効な打開策が必要。

##### ④ 地域社会における課題

- 外国籍市民と日本社会を繋ぐ人材の育成が必要。各地区での多文化共生意識の醸成と外国籍市民の地域活動への参画が必須。
- 地域に関わることに積極的な外国籍市民とそうでない外国籍市民とがいる。

- 東日本大震災を契機として、防災意識が高まっている。災害情報や対応方法を必要としている外国籍市民は多いが、正確に情報が伝わっていない可能性がある。

## 第3章 計画の目標

### 1. 基本理念とめざす地域像

当市では、平成19年3月に、飯田市多文化共生社会推進基本方針を策定し、「地球市民として、共に生きる」という理念のもと多文化共生社会の実現に向けて取り組んできました。しかし、様々な社会状況の変化に伴い、多くの外国籍市民を取り巻く情勢も大きく変化してきており、取り組みについても転換をはかる時期を迎えています。

今後、人口減少、少子高齢化がさらに進む時代を迎えるにあたり、将来にわたって飯田市の地域経済や地域生活を維持し、さらに活気にあふれ、心豊かな飯田市を築いていくために、日本人と外国籍市民など文化・習慣の異なる市民が、その多様性を活かしつつ、リニア将来ビジョンに示され、第5次基本構想後期基本計画に組み込まれた「小さな世界都市」の実現に向けて多文化共生社会のさらなる推進をめざします。そこで、基本方針に示した基本理念をもとに、多文化共生に関わる5年後のめざす地域像を次のように掲げて推進していきます。

#### ○基本理念

地球市民として、共に生きる

#### ○めざす地域像

多様性を活かし ともにつくる 結いのまち いいだ

### 2. 基本的な考え方

基本方針において、多文化共生社会の実現に向けて、次の3つの考え方を基本に施策を推進していくことを定めており、本計画もこの考え方をもとに推進します。

- ①お互いの理解と人権の尊重
- ②社会参加の促進
- ③自立に向けた支援

## 第4章 取り組むべきこと

### 1. 施策の基本的な柱

本計画を具体的に推進していくために、次の4つを施策の柱として推進します。

#### (1) コミュニケーション支援

コミュニケーションを図るための日本語習得を中心とした教育環境整備のための支援

#### (2) 子どもの教育支援

外国籍児童・生徒の将来を見据えた教育環境整備のための支援

#### (3) 生活支援

外国籍市民が自立し、安心して生活できるための支援

#### (4) 地域社会参画支援

地域参画を促し、多様性を活かした地域づくりのための支援

### 2. 取り組み内容（具体的に何をするのか）

#### (1) コミュニケーション支援

##### ◎日本語教育、日本語指導等

##### <5年後の到達目標>

- 地域、企業、学校等において外国籍市民が日本語や日本の文化・社会制度等を学ぶ環境が充実している。
- 日本語教室の支援者が互いに学びあい、情報交換できる機会がある。
- 市内の日本語教室や支援者の情報を把握し、紹介ができる。
- 中国語やポルトガル語など日本語以外の言語や文化を学ぶ場が提供されている。

##### ●日本語教室の開設・運営の支援

外国籍市民を対象とした日本語教室を実施・支援します。また、企業等と連携した就労のための日本語教室など、ニーズに応じて分野別の日本語教室の開設・運営の支援をします。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
1	日本で生活するための日本語教室の実施・支援（継続）	公民館、 生涯学習・スポーツ課、 男女共同参画課、福祉課	
2	NPOやボランティアが運営する日本語教室の支援（継続）	公民館、 男女共同参画課	市内日本語教室
3	企業・事業所内等での日本語教室開催に向けての取り組み【新規】	産業振興支援課、 工業課、男女共同参画課	企業・事業所等 NPO等の日本語教室
4	日本語教室講師、指導者の情報提供、派遣等（継続）	公民館、 男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、 NPO・団体等

●日本語指導者の養成

各分野を担う日本語教育指導者の育成を行います。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
5	日本語指導者養成講座の実施（継続）	公民館	
6	国、県等が行う日本語指導者養成講座への指導者派遣（継続）	男女共同参画課	国、県

●日本語学習教材の充実

日本語の指導教材や学習教材を活用し、日本語の指導や学習の機会を支援します。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
7	教材の管理、貸出、活用の促進（継続）	公民館、 男女共同参画課	
8	新たな教材の選定、導入（継続）	公民館、 男女共同参画課	市内日本語教室

●中国、ポルトガルなどの日本以外の言語や文化の学習機会の提供

日本国籍市民が中国、ポルトガルなどの日本以外の言語や文化を学ぶことができる機会を提供することにより、外国籍市民とのコミュニケーションの一助とします。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
9	外国の言語や文化を学ぶ機会の提供（継続）	公民館、 男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、 ボランティア等

(2)子どもの教育支援

◎子どもの教育に対する支援

<5年後の到達目標>

- 就学を希望する外国籍児童・生徒が、小中学校へ通って学習ができている。
- 外国籍児童・生徒の将来に向けた支援体制が整っている。
- 外国籍市民が、日本の教育に関する制度を理解している。
- 外国籍児童・生徒の保護者が、子どもの教育について考える機会がある。
- すべての子どもたちに多文化共生・国際理解教育を通じて人権意識が養われるとともに、地域や世界共通の課題についてともに考えようとする力が育まれている。

●小・中学校の外国籍児童・生徒のための日本語・母語教室

日本語支援の必要な小・中学校の児童・生徒が在籍する学校に、日本語教室を設置できるように県教育委員会に必要性を伝えます。また、親子をつなぐ言語である母語を学習するための母語教室を実施します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
10	外国籍児童・生徒の多い学校に日本語教室を設置・運営（継続）	学校教育課	県教育委員会 （義務教育課）
11	日本語指導者の研修会の実施（継続）	学校教育課	県教育委員会 （南信教育事務所）
12	課外での日本語・母語教室の実施【新規】	公民館、学校教育課、 男女共同参画課	市内日本語教室、 NPO、ボランティア等

●小・中・高校の外国籍児童・生徒及びその保護者への支援の充実

外国籍児童・生徒が安心して小・中学校で学ぶことができ、不登校、不登学、引きこもり等にならないように支援します。また、中学卒業後、高校進学や高等教育が受けられるための支援を行います。さらに、日本の学校の仕組みや子どもの学校での生活について不安に思っている外国籍児童・生徒の保護者に対し、機会をとらえて相談会を実施します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
13	外国籍児童・生徒母語支援員の配置（継続）	学校教育課	
14	中学生から高校生までを対象とした母語支援員・日本語支援員の派遣（継続）	学校教育課、 男女共同参画課	高校、県教育委員会
15	外国籍の生徒及び保護者に対する進路指導、進路相談・ガイダンスの実施（継続）	学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、 県教育委員会
16	外国籍児童・生徒の保護者に対する相談会の実施【新規】	学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推進協会
17	外国籍児童・生徒の不登校、不登学児の実態調査とその対応（継続）	学校教育課、 男女共同参画課	県、 ブラジル人学校

●就学前の子どものとその保護者に対する支援

外国籍の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく学校生活に適応できるように、就学前の子どものとその保護者の支援を行います。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
18	就学前の外国籍の子ども及びその保護者に対する就学相談【拡充】	子育て支援課、 学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、 NPO、 ボランティア等

● 支援体制の組織化

一人ひとりの外国籍の子どもに応じた支援をするために、母語支援員、日本語支援員の派遣などのコーディネート機能も含めたシステムを検討し、組織化を図ります。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
19	外国籍の子どもへの支援体制・組織の構築及び人材育成【新規】	子育て支援課、公民館、学校教育課、男女共同参画課、保健課、福祉課	飯田国際交流推進協会、NPO、ボランティア等

● 多文化共生、国際理解教育の推進

全ての子どもたちが外国籍市民に対する差別意識を解消でき、人権感覚を身につけられるための人権教育、国際理解教育を推進します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
20	学校教育での授業やその他の活動を通じた多文化共生・国際理解教育の推進【拡充】	学校教育課、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会

(3)生活支援

◎ 各種案内、通知、文書、資料等の多言語化など

< 5年後の到達目標 >

- 外国籍市民が必要な情報提供が多言語、ふりがな、簡単でわかりやすい日本語等でされている。
- 外国籍市民が各種制度や行政等の文書の内容を理解し、サービスが享受できている。

● 外国籍市民のためのガイドブックの作成

飯田市で生活する上での基本的事項を解説した多言語対応の生活ガイドブックを作成し、外国籍市民に配布します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
21	多言語対応生活ガイドブックの作成・配布（継続）	市民課、男女共同参画課	

● 多言語による市政情報の提供

市政情報について様々な手段により多言語による提供を行います。また、必要に応じて外国籍市民向けの出前の説明会等を行います。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
22	市からのお知らせをいいだFMを通じて多言語で発信（継続）	秘書課、 男女共同参画課	いいだFM
23	飯田市ウェブサイトの翻訳機能の充実【拡充】	秘書課、 男女共同参画課	
24	外国籍市民向けの出前説明会の実施【随時】（継続）	該当する全ての課室等 (男女共同参画課が コーディネート)	国、県

●各種文書等の多言語化等

飯田市から出される通知文書や、各種申請書、制度説明の資料等で、外国籍市民宛で送られるものや外国籍市民に対して周知するものについて多言語化をします。また、多言語化することが困難なものについては、文書の見出しの多言語化、文書の漢字にふりがなを付けたり、ローマ字表記にする等の対応や、簡単に誰にとってもわかりやすい日本語に言い換えることで外国籍市民がより理解しやすいものとしします。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
25	各種文書の多言語化等【拡充】	庁内で該当する全ての課室等	

◎多言語対応相談体制の充実

<5年後の到達目標>

- 市民が外国人総合相談窓口の存在を知っている。
- 各種相談に対して、関係機関等への案内など適切な対応ができています。
- 安心して自立した生活を営み、飯田市に住んでよかったと思える外国籍市民が増える。

●多言語対応相談員の配置

外国人総合相談窓口が多言語対応相談員を配置し、外国籍市民からの各種相談に応じます。また、必要に応じて関係各課等と連携を取り、相談体制の充実を図ります。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
26	外国人総合相談窓口が多言語対応相談員を配置（継続）	男女共同参画課、 市民課	
27	多言語対応相談員に対する研修等の実施（継続）	男女共同参画課	
28	医療関係通訳の配置【中国語】（継続）	市立病院	
29	医療関係通訳ボランティアの育成（継続）	男女共同参画課	飯田国際交流推進協会

● 介護相談・支援体制の整備等

外国籍市民の定住化が進む中、今後は高齢化や介護についても課題となることが予想されます。介護制度等の周知をするとともに、介護が必要となった外国籍市民に対する相談・支援体制の整備や外国籍のヘルパー等の育成、介護施設への採用等について、NPO等関係団体と連携しながら実施に向けて調査・研究を進めます。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
30	多言語による介護制度等の周知および多言語対応ヘルパー・相談員の配置、育成等の研究【新規】	介護高齢課、 基幹包括支援センター、 男女共同参画課	社会福祉協議会、 介護事業者、 NPO等

◎ 災害・防災に関する支援

< 5年後の到達目標 >

- 災害に関する情報が多言語やふりがな、わかりやすい日本語等で提供されている。
- 外国籍市民が防災に対する知識を理解し、積極的に地域の防災訓練等に参加している。
- 災害時における外国籍市民への支援体制が整備されている。
- 災害時には、外国籍市民も地域の一員として活躍できる。

● 外国籍市民に対する防災意識の啓発

外国籍市民が防災に対して関心を持ってもらうために、啓発活動を行います。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
31	多言語対応の防災パンフレット配布(継続)	危機管理・交通安全対策室	県、国、 自治体国際化協会等
32	関係機関・団体等との連携による外国籍市民を対象とした防災講演会、防災訓練等の実施【拡充】	危機管理・交通安全対策室、 男女共同参画課	消防本部、 社会福祉協議会、 飯田国際交流推進協会、 企業等

● 防災訓練への外国籍市民の参加促進

外国籍市民が地域住民とともに災害時に対応できるように、各地区での防災訓練に参加してもらうよう働きかけます。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
33	各地区防災訓練への外国籍市民の参加促進【拡充】	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 危機管理・交通安全対策室、 男女共同参画課	消防本部、 まちづくり委員会

●多言語による注意報、警報、避難情報等の発信

災害時の注意報、警報、避難情報を多言語等で発信します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
34	いいだFM等による多言語又は簡単にわかりやすい日本語での音声による情報発信【新規】	危機管理・交通安全対策室、男女共同参画課	いいだFM
35	メール配信による多言語情報又は簡単にわかりやすい日本語での情報発信【新規】	危機管理・交通安全対策室、秘書課、男女共同参画課	

●避難所の掲示等の多言語対応

避難所内に掲示される案内、情報等を多言語で表示します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
36	避難所内の案内表示の多言語化等【新規】	危機管理・交通安全対策室、男女共同参画課	社会福祉協議会、自治体国際化協会

●災害時の支援体制の構築

災害が発生した際に外国籍市民の安否確認等を行うためのネットワークや、外部と連携した支援体制をつくるための組織を構築します。

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
37	外国籍市民コミュニティの組織化及びネットワークの構築【新規】	男女共同参画課	社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会、企業等
38	災害時における外国人集住都市会議との連携（継続）	男女共同参画課	外国人集住都市会議

◎就労支援

<5年後の到達目標>

- 外国籍市民が安定した職業に就労している。
- 外国籍市民が能力を活かした職業に就き、地域産業・サービス業などを支える担い手として活躍している。
- 外国籍市民が働きやすい労働条件となっている。

●就労のための日本語教室の実施

就労するための日本語教室を実施し、日本語指導を実施します。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
39	就労を目的とした日本語指導、就労準備研修の実施（継続）	男女共同参画課、公民館、産業振興支援課	ハローワーク、国、市内日本語教室

●就労に関する相談

外国籍市民からの就労に関する相談に対応します。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
40	関係機関や企業等との連携による外国籍市民の就労相談への対応（継続）	男女共同参画課、工業課、産業振興支援課	ハローワーク、労働基準監督署、企業等

●企業、事業所等との連携

外国籍市民の就労や雇用状況の実態を把握し、その改善を働きかけます。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
41	雇用等に関する実態調査等を通じた各企業、事業所等への啓発【拡充】	工業課、産業振興支援課、男女共同参画課	企業、事業所等、ハローワーク、労働基準監督署
42	外国籍市民の職場見学・体験等の機会提供【拡充】	男女共同参画課、工業課、産業振興支援課	飯田国際交流推進協会、企業・事業所等

(4)地域社会参画支援

◎組合加入、まちづくり委員会への参加

<5年後の到達目標>

- 外国籍市民が地域の生活者として地域社会のルールや習慣等を十分に理解し、地域活動に積極的に参加している。
- 組合への加入の促進が図られ、地区の役員等への登用がされている。
- 外国籍市民に対して、地域行事への案内等が多言語やふりがな、やさしい日本語等で行われている。
- 外国籍市民と地域をつなぐリーダーが育成されている。
- 地域住民が互いの文化を大切にし、多様性を活かした地域づくりをめざしている。
- 地域活動の企画運営に外国籍市民の意見が反映される地域となっている。

●**外国籍市民の組合加入促進**

外国籍市民が組合に加入してもらうように働きかけます。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
43	外国籍市民の組合加入促進（継続）	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 産業振興支援課	まちづくり委員会、 企業・事業所等
44	外国籍市民のまちづくり委員会等への参画の促進（継続）	地域づくり・庶務課、 自治振興センター	まちづくり委員会

●**外国籍市民の地域活動への参画促進**

外国籍市民が地域活動に参画してもらうように働きかけます。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
45	地域活動の情報提供（多言語、ひらがな、簡単でわかりやすい日本語等による）【拡充】	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 公民館	まちづくり委員会
46	地域活動での外国籍市民の参加機会の確保や活躍の場の創設【拡充】	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 公民館	まちづくり委員会

◎**自主活動の支援**

<5年後の到達目標>

- 外国籍市民が各種施設等の利用規程を理解し、活動の場が提供されている。
- 外国籍コミュニティの自主活動が市内各地で活発に行われ、生きがいを持って生活している。

●**外国籍市民の自主活動の支援**

公民館やスポーツ施設の利用について、外国籍市民に対して情報提供をします。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
47	公民館、体育施設等の利用規定や案内の多言語化等【新規】	生涯学習・スポーツ課、 公民館、 男女共同参画課	

●**外国籍市民のコミュニティーの支援**

外国籍市民が自主活動や学習会等を活発に行うことにより、生きがいを持って生活できるよう外国籍市民のコミュニティーやグループリーダーを支援します。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
48	外国籍市民への学習機会の提供とコミュニティーへの支援【拡充】	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、外国籍市民団体

◎**多文化共生、国際理解のための意識啓発**

<5年後の到達目標>

- 市職員が多文化共生の意識を持って業務を行っている。
- 市民が、互いの違いを認め合い、常に多文化共生の意識を持って行動している。
- 地域や企業、各種団体などにおける多文化共生や国際理解に関する事業が実施され、市民の多文化共生への意識が高まっている。

●**多文化共生、国際理解のための各種事業の展開及び人材の紹介・派遣等**

外国籍市民に対する差別意識の解消と人権感覚を養うための各種事業を実施し、また、多文化共生、国際理解を目的とした事業等へ人材の紹介や派遣を行います。

項目No.	具体的実施内容	担当課	関係機関・団体等
49	多文化共生、国際理解をテーマとした社会教育における人権学習の推進【拡充】	生涯学習・スポーツ課、公民館	
50	市職員を対象とした多文化共生、国際理解をテーマとした人権教育事業の実施【拡充】	男女共同参画課、人事課	
51	多文化共生、国際理解を目的とした事業等への人材の紹介、派遣【拡充】	男女共同参画課	飯田国際交流推進協会

### 3. 具体的取り組みの一覧

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関 ・団体等	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
1	日本で生活するための日本語教室の実施・支援（継続）	公民館、生涯学習・スポーツ課、男女共同参画課、福祉課		継続	→	→	→	→
2	NPOやボランティアが運営する日本語教室の支援（継続）	公民館、男女共同参画課	市内日本語教室	継続	→	→	→	→
3	企業・事業所内等での日本語教室開催に向けての取り組み【新規】	産業振興支援課、工業課、男女共同参画課	企業、事業所等、NPO等の日本語教室	研究	実施	継続	→	→
4	日本語教室講師、指導者の情報提供、派遣等（継続）	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、NPO、団体等	継続	→	→	→	→
5	日本語指導者養成講座の実施（継続）	公民館		継続	→	→	→	→
6	国、県等が行う日本語指導者養成講座への指導者派遣（継続）	男女共同参画課	国、県	継続	→	→	→	→
7	教材の管理、貸出、活用の促進（継続）	公民館、男女共同参画課		継続	→	→	→	→
8	新たな教材の選定、導入（継続）	公民館、男女共同参画課	市内日本語教室	継続	→	→	→	→
9	外国の言語や文化を学ぶ機会の提供（継続）	公民館、男女共同参画課	飯田国際交流推進協会、ボランティア等	継続	→	→	→	→
10	外国籍児童・生徒の多い学校に日本語教室を設置・運営（継続）	学校教育課	県教育委員会（義務教育課）	継続	→	→	→	→

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関 ・団体等	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
11	日本語指導者の研修会 の実施（継続）	学校教育課	県教育委員会 (南信教育事務所)	継続	→	→	→	→
12	課外での日本語・母語教 室の実施【新規】	公民館、 学校教育課、 男女共同参画課	市内日本語教室、 NPO、 ボランティア等	研究	実施	継続	→	→
13	外国籍児童・生徒母語支 援員の配置（継続）	学校教育課		継続	→	→	→	→
14	中学生から高校生まで を対象とした母語支援 員・日本語支援員の派 遣（継続）	学校教育課、 男女共同参画課	高校、 県教育委員会	継続	→	→	→	→
15	外国籍の生徒及び保護 者に対する進路指導、 進路相談・ガイダンス の実施（継続）	学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推 進協会、 県教育委員会	継続	→	→	→	→
16	外国籍児童・生徒の保 護者に対する相談会の実 施【新規】	学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推 進協会	研究	実施	継続	→	→
17	外国籍児童・生徒の不 登校、不就学児の実態 調査とその対応（継続）	学校教育課、 男女共同参画課	県、 ブラジル人学校	継続	→	→	→	→
18	就学前の外国籍の子ど も及びその保護者に対 する就学相談【拡充】	子育て支援課、 学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推 進協会、 NPO、 ボランティア等	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関 ・団体等	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
19	外国籍の子どもの支援体制・組織の構築及び人材育成【新規】	子育て支援課、 公民館、 学校教育課、 男女共同参画課、 保健課、福祉課	飯田国際交流推進協会、 NPO、 ボランティア等	けんきゅう 研究	じっし 実施	けいぞく 継続	→	→
20	学校教育での授業やその他の活動を通じた多文化共生・国際理解教育の推進【拡充】	学校教育課、 男女共同参画課	飯田国際交流推進協会	けんきゅう 研究 ・ かくじゅう 拡充	じっし 実施	けいぞく 継続	→	→
21	多言語対応生活ガイドブックの作成・配布(継続)	市民課、 男女共同参画課		けいぞく 継続	→	→	→	→
22	市からのお知らせをいいたFMを通じて多言語で発信(継続)	秘書課、 男女共同参画課	いいたFM	けいぞく 継続	→	→	→	→
23	飯田市ウェブサイトの翻訳機能の充実【拡充】	秘書課、 男女共同参画課		けんきゅう 研究 ・ じっし 実施	→	→	→	→
24	外国籍市民向けの出前説明会の実施【随時】(継続)	該当する全ての課室等(男女共同参画課でコーディネート)	くに、けん 国、県	けいぞく 継続	→	→	→	→
25	各種文書の多言語化等【拡充】	庁内で該当する全ての課室等		けんきゅう 研究 ・ かくじゅう 拡充	じっし 実施	けいぞく 継続	→	→
26	外国人総合相談窓口に多言語対応相談員を配置(継続)	男女共同参画課、 市民課		けいぞく 継続	→	→	→	→
27	多言語対応相談員に対する研修等の実施(継続)	男女共同参画課		けいぞく 継続	→	→	→	→

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関 ・団体等	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
28	医療関係通訳の配置 [中国語] (継続)	市立病院		継続	→	→	→	→
29	医療関係通訳ボランティアの育成 (継続)	男女共同参画課	飯田国際交流推進協会	継続	→	→	→	→
30	多言語による介護制度等の周知および多言語対応ヘルパー・相談員の配置、育成等の研究 【新規】	介護高齢課、 基幹包括支援センター、 男女共同参画課	社会福祉協議会、 介護事業者、 NPO等	研究	→	→	→	→
31	多言語対応の防災パンフレット配布 (継続)	危機管理・交通安全全対策室	県、国、自治体 国際化協会等	継続	→	→	→	→
32	関係機関・団体等との連携による外国籍市民を対象とした防災講演会、防災訓練等の実施 【拡充】	危機管理・交通安全全対策室、 男女共同参画課	消防本部、 社会福祉協議会、 飯田国際交流推進協会、 企業等	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
33	各地区防災訓練への外国籍市民の参加促進 【拡充】	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 危機管理・交通安全全対策室、 男女共同参画課	消防本部、 まちづくり委員会	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
34	いいだFM等による多言語又は簡単でわかりやすい日本語での音声による情報発信 【新規】	危機管理・交通安全全対策室、 男女共同参画課	いいだFM	研究	実施	継続	→	→
35	メール配信による多言語情報又は簡単でわかりやすい日本語での情報発信 【新規】	危機管理・交通安全全対策室、 秘書課、 男女共同参画課		研究	実施	継続	→	→

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関 ・団体等	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
36	避難所内の案内表示の 多言語化等【新規】	危機管理・交通安全 全対策室、 男女共同参画課	社会福祉協議会、 自治体国際化協会	けんきゆう 研究	じっし 実施	けいぞく 継続	→	→
37	外国籍市民コミュニティ の組織化及びネットワー クの構築【新規】	男女共同参画課	社会福祉協議会、 飯田国際交流推 進協会、 企業等	けんきゆう 研究	じっし 実施	けいぞく 継続	→	→
38	災害時における外国人 集住都市会議との連携 (継続)	男女共同参画課	外国人集住都 市会議	けいぞく 継続	→	→	→	→
39	就労を目的とした日本 語指導、就労準備研修 の実施(継続)	男女共同参画課、 公民館、 産業振興支援課	ハローワーク、 国、 市内日本語教室	けいぞく 継続	→	→	→	→
40	関係機関や企業等との 連携による外国籍市民 の就労相談への対応 (継続)	男女共同参画課、 工業課、 産業振興支援課	ハローワーク、 労働基準監督署、 企業等	けいぞく 継続	→	→	→	→
41	雇用等に関する実態調 査等を通じた各企業、 事業所等への啓発 【拡充】	工業課、 産業振興支援課、 男女共同参画課	企業・事業所等、 ハローワーク、 労働基準監督署	けんきゆう 研究 ・ かくじゅう 拡充	じっし 実施	→	→	→
42	外国籍市民の職場見学・ 体験等の機会提供 【拡充】	男女共同参画課、 工業課、 産業振興支援課	飯田国際交流推 進協会、 企業・事業所等	けんきゆう 研究 ・ かくじゅう 拡充	じっし 実施	けいぞく 継続	→	→
43	外国籍市民の組合加入 促進(継続)	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 産業振興支援課	まちづくり委員会、 企業・事業所等	けいぞく 継続	→	→	→	→

項目 No.	具体的実施内容	担当課	関係機関 ・団体等	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
44	外国籍市民のまちづくり 委員会等への参画の促進 (継続)	地域づくり・庶務課、 自治振興センター	まちづくり委員会	継続	→	→	→	→
45	地域活動の情報提供(多 言語、ルビ、簡単でわ かりやすい日本語等によ る)【拡充】	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 公民館	まちづくり委員会	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
46	地域活動での外国籍市 民の参加機会の確保や活 躍の場の創設【拡充】	地域づくり・庶務課、 自治振興センター、 公民館	まちづくり委員会	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
47	公民館、体育施設等の利 用規定や案内の多言語 化等【新規】	生涯学習・スポー ツ課、 公民館、 男女共同参画課		研究	実施	継続	→	→
48	外国籍市民への学習機 会の提供とコミュニ ティーへの支援【拡充】	公民館、 男女共同参画課	飯田国際交流推 進協会、 外国籍市民団体	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
49	多文化共生、国際理解 をテーマとした社会教 育における人権学習の推 進【拡充】	生涯学習・スポー ツ課、 公民館		研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
50	市職員を対象とした多 文化共生、国際理解を テーマとした人権教育 事業の実施【拡充】	男女共同参画課、 人事課		研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→
51	多文化共生、国際理解 を目的とした事業等へ の人材の紹介、派遣 【拡充】	男女共同参画課	飯田国際交流推 進協会	研究 ・ 拡充	実施	継続	→	→

飯田市の多文化共生社会推進計画を具体的に推進していくために、行政による施策の展開とともに、市民、事業者、国際交流推進団体ほか関係団体などの多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ連携や協働して各種事業を進めます。また、国や県などの関係行政機関や外国人集住都市会議をはじめ、県内外の様々な自治体との連携に努めます。

## 1. 役割分担

### (1) 飯田市の役割

市は、地域の多文化共生に関わる地域課題や行政ニーズの把握に努め、行政サービスの向上と多文化共生施策の拡充を図るとともに、多文化共生社会の実現に向け推進体制を充実させます。また、教育委員会は公立小中学校への入学を希望する義務教育年齢の外国籍児童・生徒が教育を受けられる機会を保障するとともに、必要な支援に取り組みます。

### (2) 市民の役割

一人ひとりが多文化共生の意義を理解し、国籍や文化の違いに関わらず、地域社会に参画し、共に地域を創っていきこうとする意識を持って生活します。

外国籍市民は、自立し、地域の一人としての役割を果たすために、日本語の習得や地域社会のルールや習慣を十分に理解し、地域社会と積極的に関わっていくことに努めます。また、日本人住民は、外国の文化や生活習慣などの理解を深め、外国籍市民とともに地域を支える対等なパートナーとして受け入れることに努めます。

### (3) 国際交流関係団体等の役割

国際交流推進協会やNPO・ボランティア団体等は、それぞれの団体の人材等を十分に活かしながら、各種交流事業や日本語教室、課題別研究会などを通じて外国籍市民が抱える課題に対して、外国籍市民と地域住民とをつなぐ様々な活動を行います。

### (4) 地域団体

自治会やまちづくり委員会は、外国籍市民とともに地域を支える住民として受け入れ、地域住民との相互理解を促すとともに、外国籍市民の地域活動への参加促進を図ります。

### (5) 外国籍コミュニティ団体の役割

様々な交流事業や活動を通じて、自らが抱える諸問題の解決に向けて地域や行政と連携して取り組むとともに、地域活動への積極的な参加促進を図りながら、外国籍市民と地域をつなぐ役割を果たします。

## (6) 企業・事業者の役割

外国人労働者を雇用する企業や事業者は、外国人労働者の労働環境の整備と日本社会への適応促進に努めます。また、地域社会の構成員として、地域や行政、関係機関と連携して外国籍市民の雇用促進や地域の諸課題の解決に取り組み、多文化共生の地域づくりに努めます。

## (7) 国・県の役割

地域における多文化共生社会の実現に向けて、外国籍市民が各種行政サービスを円滑に享受できるように諸制度等の改革を総合的に進めるとともに、各支援施策の推進に努めます。

## 2. 推進体制

### (1) 庁内連絡会議

関係各課による連絡会議を行い、施策や取り組み状況の把握や課題等の共有化を図り、本計画に基づく多文化共生施策を効果的に推進します。

### (2) 多文化共生推進会議（仮称）

外国籍市民を含めた市民参画による多文化共生推進会議（仮称）を開催し、本計画の進捗状況の確認や点検を行い、社会情勢の変化に応じた新たな課題に対応した施策の提案等を行います。

### (3) 外国人集住都市会議との連携

他都市と連携し、地域で顕在化している多文化共生に関わる諸問題について、情報交換や課題等を共有し、課題解決に向けて法制度整備や支援制度の充実などを国や関係機関に要望します。

## 飯田市多文化共生社会推進計画体系図

基本方針の基本 目標・基本的な 考え方		施策の基本的な柱	施策の区分	取組の内容	項目 No.	具体的実施内容
多文化共生社会の実現 (地球市民として、共に生きる)	お互いの理解と人権の尊重	コミュニケーション支援	日本語教育、日本語指導等	日本語教室の開設・運営の支援	1	日本で生活するための日本語教室の実施・支援
					2	NPOやボランティアが運営する日本語教室の支援
					3	企業・事業所内等での日本語教室開催に向けての取り組み
					4	日本語教室講師、指導者の情報提供、派遣等
				5	日本語指導者養成講座の実施	
				6	国、県等が行う日本語指導者養成講座への指導者派遣	
				7	教材の管理、貸出、活用の促進	
				8	新たな教材の選定、導入	
				9	外国の言語や文化を学ぶ機会の提供	
		子どもの教育支援	子どもの教育に対する支援	小・中学校の外国籍児童・生徒のための日本語・母語教室	10	外国籍児童・生徒の多い学校に日本語教室を設置・運営
					11	日本語指導者の研修会の実施
					12	課外での日本語・母語教室の実施
					13	外国籍児童・生徒母語支援員の配置
					14	中学生から高校生までを対象とした母語支援員・日本語支援員の派遣
					15	外国籍の生徒及び保護者に対する進路指導、進路相談・ガイダンスの実施
				小・中・高校の外国籍児童・生徒及びその保護者への支援の充実	16	外国籍児童・生徒の保護者に対する相談会の実施
					17	外国籍児童・生徒の不登校、不登校児の実態調査とその対応
					18	就学前の外国籍の子ども及びその保護者に対する就学相談
					19	外国籍の子どもの支援体制・組織の構築及び人材育成
					20	学校教育での授業やその他の活動を通じた多文化共生・国際理解教育の推進
	生活支援	各種案内、通知、文書、資料等の多言語化など	外国籍市民のためのガイドブックの作成	21	多言語対応生活ガイドブックの作成・配布	
				22	市からのお知らせをいいだFMを通じて多言語で発信	
				23	飯田市ウェブサイトの翻訳機能の充実	
			多言語による市政情報の提供	24	外国籍市民向けの出前説明会の実施(随時)	
				25	各種文書の多言語化等	
				26	外国人総合相談窓口が多言語対応相談員を配置	
		多言語対応相談体制の充実	多言語対応相談員の配置	27	多言語対応相談員に対する研修等の実施	
				28	医療関係通訳の配置(中国語)	
				29	医療関係通訳ボランティアの育成	
				30	多言語による介護制度等の周知および多言語対応ヘルパー・相談員の配置、育成等の研究	
		災害・防災に関する支援	災害時の支援体制の構築	外国籍市民に対する防災意識の啓発	31	多言語対応の防災パンフレット配布
					32	関係機関・団体等との連携による外国籍市民を対象とした防災講演会、防災訓練等の実施
					33	各地区防災訓練への外国籍市民の参加促進
				防災訓練への外国籍市民の参加促進	34	いいだFM等による多言語又は簡単でわかりやすい日本語での音声による情報発信
					35	メール配信による多言語情報又は簡単でわかりやすい日本語での情報発信
					36	避難所内の案内表示の多言語化等
					37	外国籍市民コミュニティの組織化及びネットワークの構築
					38	災害時における外国人集住都市会議との連携
		就労支援	就労に関する相談	39	就労を目的とした日本語指導、就労準備研修の実施	
				40	関係機関や企業等との連携による外国籍市民の就労相談への対応	
				41	雇用等に関する実態調査等を通じた各企業、事業所等への啓発	
				42	外国籍市民の職場見学・体験等の機会提供	
	地域社会参画支援	組合加入、まちづくり委員会への参加	外国籍市民の組合加入促進	43	外国籍市民の組合加入促進	
				44	外国籍市民のまちづくり委員会等への参画の促進	
				45	地域活動の情報提供(多言語、ひらがな、簡単でわかりやすい日本語等による)	
		自主活動の支援	外国籍市民の地域活動への参画促進	46	地域活動での外国籍市民の参加機会の確保や活躍の場の創設	
				47	公民館、体育施設等の利用規定や案内の多言語化等	
				48	外国籍市民への学習機会の提供とコミュニティへの支援	
		多文化共生、国際理解のための意識啓発	外国籍市民の自主活動の支援	49	多文化共生、国際理解をテーマとした社会教育における人権学習の推進	
				50	市職員を対象とした多文化共生、国際理解をテーマとした人権教育事業の実施	
				51	多文化共生、国際理解を目的とした事業等への人材の紹介、派遣	
多文化共生、国際理解のための意識啓発	外国籍市民のコミュニティの支援	50	多文化共生、国際理解をテーマとした社会教育における人権学習の推進			
		51	市職員を対象とした多文化共生、国際理解をテーマとした人権教育事業の実施			
		51	多文化共生、国際理解を目的とした事業等への人材の紹介、派遣			

## 多文化共生市民会議委員一覧表【平成23年度】

(敬称略)

分野大分類	小分類	出身母体	氏 名
教育関係者	学校関係者	飯田市校長会（龍江小学校）	神尾 敦男
		飯田市校長会（鼎中学校）	西澤 道生
	公民館関係者	公民館長会（山本公民館）	那須 弘人
まちづくり委員会 (外国籍市民集住地区)		松尾地区まちづくり委員会 会長	宮下 吉彰
		上郷地域まちづくり委員会 会長	加藤 栄隆
国際交流団体		飯田国際交流推進協会 会長	横田 盛廣
		飯田国際交流推進協会 就労研究チーフ	三石 高亜樹
		飯田国際交流推進協会 医療研究チーフ	古川 善行
外国籍市民代表		中国人代表	秦 治樹
			馬場田 正美
		ブラジル人代表	船橋 辰也
			長沼 映子
		フィリピン人代表	桑原 ヘルミニア
			原 レティシア
ボランティア		地域共生コミュニケーター	櫻野 武司
		地域共生コミュニケーター	吉澤 裕美子
飯田市歴史研究所			本島 和人
事務局		男女共同参画課長	土屋 寿憲
		多文化共生係長	氏原 理恵子
		多文化共生係	西永 俊充
			松尾 裕一郎
			永田 麻美子

## 多文化共生市内会議委員一覧表【平成23年度】

部 名	課 名	係 名	出席者	担当する事項等
総務部	市 民 課	住民記録係	飯田 修	外国人登録窓口、年金
	税 務 課	市民税係	今村佳織	市県民税賦課 納税通知書 申告受付
	納 税 課	収 納 係	今村文勇	市県民税徴収 国民健康保険税徴収 介護保険料徴収
	地域づくり・庶務課 自治振興センター	竜丘自治振興 セ ン タ ー	北澤克弘	自治及びコミュニティの振興
危機管理・交通安全対策室		防 災 係	小倉拓矢	防災、防犯、交通安全
企画部	秘 書 課	広報公聴係	出口光利	外国籍住民に対する情報提供 (広報公聴係)
	男女共同参画課	多文化共生係	氏原理恵子 西永俊充 松尾裕一郎 永田麻美子	人権政策 多文化共生担当、外国人総合窓口 飯田国際交流推進協会事務局
保健福祉部	福 祉 課	生活福祉係	佐々木孝弥	中国帰国者援護制度 生活保護制度 障害福祉のサービス
	子育て支援課	家 庭 係	川上秀子	保育所・幼稚園関係 母子・父子福祉、児童手当等
	介 護 高 齢 課	介護相談係	伊東あきこ	介護保険事業 高齢者福祉
		基幹包括支援 セ ン タ ー	坪井美加子	
	保 健 課	国 保 係	後藤章代	国民健康保険制度 乳幼児等医療給付制度 各種健診
		医療給付係	高本佳奈	
保健指導係 (伊賀良担当)		片桐千鶴		
水道環境部	水道業務課	料 金 係	山崎博之	上下水道使用料金等
	環 境 課	廃棄物対策係	田中俊彦	ゴミ、騒音等
産業経済部	産業振興支援課	労 政 係	木下可楽	労働
	工 業 課	工業振興係	市瀬智章	雇用側からみた労働
建設部	建設管理課	住 宅 係	片桐隆文	市営住宅(住宅係)
市立病院	医 事 課	外 来 係	平沢貞子	受診、検診、医療費等
教育委員会	公 民 館	市公学習 支 援 係	松島 橘	日本語教室、わいわいサロン等
			大澤志那子	
	学 校 教 育 課	学 務 係	代田暢志	外国籍児童の就学援助
	生涯学習・ 入 学 一 ツ 課	地育力向上係	清水千栄子	人権教育 多文化教育
広域消防	警 防 課	指令第2係	縄 浩幸	災害、救急対応等

